

令和2年8月定例総会議事録

日 時 令和2年8月19日（水） 午前9時33分～午前10時46分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

第4号 形状変更届

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

5. 閉 会

午前 9 時 33 分 開会

○会長

皆さんおはようございます。

皆さん方、お盆はどのようにお過ごしになられたでしょうか。やはり今年は例年と違って、コロナで本当にいろいろな中で対応しながらの夏ではなかったかと思います。新年度が始まった頃にはこんな状況下になろうとは、思いもしなかった、予測もできなかったことが続いております。

そして、今年は戦後75年目の節目の夏であったような気がします。たまたま私が8月15日に陛下のあのお言葉を聞いていたときに、2歳半ぐらいの孫が私のところに来ました。思えば、ちょうど終戦の年の私とその年齢であったような気がします。そして、孫を抱いていたら、7月に生まれた次の孫の泣き声が聞こえました。私の弟がたまたま、また昭和20年7月生まれなんですね。それを思いながら、戦中、戦後、そしてまた今日の日本が平和であるありがたさ、戦禍に倒れ、戦陣に散られた方々のことを思いながら、今日の平和ということを実感し、本当にしみじみ感じます。私たちもこの今の平和のありがたさを重く受け止めながら生きていかなければならないということをしみじみ感じたお盆でございました。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和2年8月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出7件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知9件、報告第3号 使用貸借解約通知8件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出3件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出2件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請17件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請1件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請19件、第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件、第5号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転4件、第6号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定29件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。現地調査については、南部は8月6日、北部は8月7日に行っております。

また、調査会については、南部が8月11日、北部が8月12日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、20番委員の野田委員、21番委員の大園委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書20ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号10番及び11番の審議結果について報告します。

令和2年8月17日に開催された第53回常設審議委員会において、佐賀市が意見聴取を行った農地法第5条関係1件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で常設審議委員会についての報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から7番までの7件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページ及び5ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 6 ページ及び 7 ページをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8

○会長

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から 8 番までの 8 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 8 ページをお開きください。

報告第 4 号 形状変更届

1

○会長

報告第 4 号 形状変更届、報告番号 1 番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 9 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出

1 ・ 2 ・ 3

○会長

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出、報告番号 1 番から 3 番までの 3 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番、2番は、別世帯間での親子間の贈与の案件です。

審議番号1番について、申請人は、現在、父が所有する農地の一部を利用権で借り受けてハウストマトを栽培されています。今回、利用権を解約し、その農地を譲り受けて引き続き耕作されますが、取得後の耕作面積は、約4反8畝となり、下限面積要件を満たしておりません。しかしながら、申請地で栽培される作物はハウストマトで集約的農業となることから、下限面積の例外規定のひとつである農地法施行令第2条第3項第1号の「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるもの」に該当するため、許可

できるものと判断しました。

審議番号1番、2番ともに、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書11ページから14ページまでをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3～17

○会長

審議番号3番から17番までの15件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号14番は、同一世帯での親から子への贈与の案件、審議番号14番を除く、3番から17番までの14件は、普通売買の案件です。

なお、審議番号5番から13番までの9件は、数十年前から耕作されていない約3町の一団の農地を同一人が取得される案件であるため、委員より現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、申請地の近隣で干し柿用の柿とみかんを約6町栽培しており、今回、遊休農地となっている農地を再生し、干し柿用の柿の栽培をするために申請されたとのこと。

申請人に、農地の購入価格について確認したところ、親族が土木業を営んでおり地元には迷惑をかけているため、地元の役に立ちたく、この金額で購入することになった旨の回答がありました。

また、遊休農地の再生方法について確認したところ、申請地は高速道路ができてから、停滞気流が発生していて、果樹が育ちにくい状況となっているため、専門家からの意見を受けた上で、低い農地については、申請地南側のため池の堤防の高さまで、嵩上げを行うことを計画しており、関係機関に相談しながら、手続きを行い、再生を進める旨の回答がありました。

さらに、委員から、造成完了時期について確認したところ、全て完成するには2年半程度はかかるが、植え付けについては、その都度完成した所から順次行っていく旨の回答がありました。

加えて、委員から、造成を行う際は、必ず耕作土を用いること、また、近隣住民から苦情が出ないように造成を行い、万が一苦情があった場合は責任をもって対応するように意見が出され、申請人からは、地元には迷惑をかけないように地元と協力して行っていく旨の回答がありました。

さらに、今後の継続的な耕作の有無について確認したところ、後継者の協力を得ながら確実に耕作を行っていく旨の回答がありました。

これに対し、委員からは立派な柿を作って、地域振興の為に頑張ってくださいとの発言がありました。

このほか、各案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。この15件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この15件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

審議番号の5番から13番までの9件について調査会長の方から詳しく説明をしていただきましたけれども、金額が10アール当たり100万円ということです。そうした中で、売主の方についてはそれなりの所得税がかかるというふうに思っておりますけれども、そこら辺についての売主の方々への事務局としての説明はされたんですか。

○事務局

売主さんとは何回か面会をしておりますが、税金のことについては農業委員会として特段説明しておりません。

○委員

突然、税務署の方から譲渡所得の申告をしてくださいと来て、これだけ税金がかかりますとなった場合に、いろいろとトラブルがあってはいけないと思いましたので。もし機会等がございましたら、その節は御説明をしていただければいいのかなと思います。

○事務局

許可書をお渡しするときに代理人を通じて、税金についてはきちんと申告をしてお支払いくださいということでお伝えをします。

○委員

よろしく願いしておきます。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この15件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から17番までの15件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「植林」の、農振除外を経た案件で、申請地は、周囲を山林に囲まれ、日当たりが悪く、猪被害も多い場所であり、耕作を続けることが困難なため、申請されたとのこと。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び24ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

5

第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

1

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番、及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「海苔乾燥施設」の事業計画変更を伴う案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番、及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番は、転用目的が「海苔乾燥施設」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番について、申請人は、漁業者の協同組合で、海苔生産者の作業効率及び円滑化を図るため、海苔の共同乾燥施設の建設を計画したところ、申請地は、未相続の状態が解消され、既存施設に隣接していることから適地と判断し、申請されたものです。

また、第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番について、申請人は、令和2年6月18日付で海苔乾燥施設を目的として転用許可を受けていますが、今回、同時申請の隣接地を含めた計画に変更したため、変更申請されたものです。

申請人に、今回の経緯について確認したところ、申請地である未相続農地の解消については、当初、半年から1年程度かかる見込みであったが、結果的に早く未相続問題が解消できたこと、また、施設を1棟から2棟へ変更することについては、海苔生産者からの需要の見込みもあり、工事を行うにあたっては、西側の既存施設から一体的に行うことで、周辺にも極力迷惑を掛けずにスムーズに行うことができることから、今回の申請に至ったとの説明がありました。

また、造成工事計画について確認したところ、10トン車での搬入を予定しており、搬入経路としては、西側河川の堤防沿いの道路を通過して申請地西側の既存施設内から搬入すること、搬入時期は、既存施設での海苔乾燥が始まる10月までに行う計画であるとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について

て問題ないことを確認し、許可及び承認相当と判断しました。

農地区分は、ともに「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準もともに、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可及び承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○南部調査会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可及び承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番、及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の2件については、申請どおり許可及び承認することに決定しました。

次に、議案書16ページから19ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

5を除く1～8

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番を除く、審議番号1番から8番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「事業所の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において、申請人説明を求めました。

本申請は、事業規模拡大によるもので、申請地が既存敷地に隣接していることから適地と判断し、申請されたものです。

申請地東側部分の付替え後に里道となる部分の幅員について確認したところ、幅員が広がっているところについては、農業機械の転回がしやすいように地元の意向を考慮したものであるとの回答を得ました。

また、今回の申請に伴い、付替えを行う里道に接続する、既存敷地の西側の道路について、道路の一部が申請人の土地であることから、その部分について市へ寄付する予定はないか確認したところ、分筆に費用も掛かるため、地元と協議しながら市と相談したいとの回答を得ました。

さらに、工事の際は十分注意して行うようにとの意見が出され、申請人から了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、家族3人で実家に居住していますが、今般、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近いため適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地西側水路について質問があり、事務局より、水路は三面水路となっており、三面水路と申請地との間の法面部分については、張りコンクリートなどの計画はされていない旨の説明がありました。

また、申請地北西側の三角地部分の管理について確認したところ、転用後は申請人が適正に管理すると伺っているとの説明が、事務局からありました。

さらに、申請地の場所選定について、申請地東側の農地も貸付人所有であることから、東側に寄せて計画することはできなかったのか確認したところ、事務局から、農振除外の審議の際も同様の質問があったが、東側の田は、苗代用の田として利用されており、道路も二方に接していることから、効率的に農作業を行うことができるため、西側への住宅建築を計画されたものであるとの説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「認定こども園の敷地拡張」の、全体見直しによる農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において、申請人説明を求めました。

申請人は、認定こども園を営んでいますが、申請地はこれまで未相続農地であり、今般、相続が整ったため申請されたものです。

申請人に、工事車両の搬入について確認したところ、既存敷地の正門から入り、園庭から工事を行うとの説明がありました。

また、申請地と水路との境界に設置するL型擁壁については、既存のものを移設するとの回答を得ました。

さらに、委員から工事の際は事故が無いように求める意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族2人で借家に居住していますが、近々、出産の予定もあり、家族が増えることから、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は、職場にも近く、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において、申請人説明を求めました。

申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、年々海苔資材が増えているため、自宅に隣接している申請地を海苔資材置場といたく申請されたものです。

申請人に、申請地の施工について確認したところ、砂利敷で施工する計画であるとの回答を得ました。

また、コンポーズの積み下ろし作業に関し、申請地北側道路に車両を停めて行うか確認したところ、車両を道路に停めて作業を行うことはせず、出入口の間口を広げて、必ず車両を申請地内に入れてから積み下ろしを行う旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、現在、申請地北側に居住していますが、車を停める所がないため、今般、申請地を自家用車や、時折来る息子夫婦のための駐車場として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、既存の集落内にあり、周辺には県道が通り、近隣に学校や病院が立地しているため適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地南側の保留地について確認したところ、将来的にはごみ置場として地元自治会へ寄附する計画とのことで、市や地元自治会と協議を行っているとの回答を得ました。

また、申請地東側の道路後退部分について確認したところ、市道として市へ帰属する計画であるとの回答を得ました。

さらに、委員より周辺道路は幅員が狭いところもあり、通学路にもなっていることから、工事の際には注意して行うよう意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管、下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この7件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページから23ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

9～19

○会長

審議番号9番から19番までの11件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号9番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は国道沿いで、市中心部への交通の便が良く、周辺に教育施設や大型商業施設もあるため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地西側に残る農地について確認したところ、未相続農地であるため、今回の申請地に含めることができなかったとの説明がありました。

これに対し、地元委員より、西側農地の耕作者から、今後は畑として大豆を耕作していくので、南側の田に田越しで排水しているものを南東の水路へ直接排水できるようにしてほしいとの要望があったことを伝え、申請人から、今後、西側農地の地権者及び耕作者と協議を行い、当該農地の利用に支障がないようにする旨の回答がありました。

また、申請地東側に残る農地を嵩上げすることについて確認したところ、嵩上げの高さは約30センチで、申請地の耕作土を用いて嵩上げするとの説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、420番5は「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農

に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

427番 1 及び427番 9 は「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の a。

許可基準は、420番 5 は「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の c。

427番 1 及び427番 9 は「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号10番及び11番の 2 件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道に面しており、交通の便が良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

地元委員から、申請地は雨期には冠水する地域であり、今回の転用に伴い農地による雨水調整機能が落ちてしまうため、排水対策についてはしっかり取り組んでほしいとの意見が出されました。

また、申請人に、申請地西側田からの排水について、支障がないか確認したところ、西側田の排水は南側の水路に落とし、申請地中央の水路を通過して北側へ流れており、今回、U字溝の高さは変えないため、排水に支障はなく、地元からも問題ないと言われているが、今一度地元と話して対応する旨の説明がありました

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第 2 種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号12番も、同一人による転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、教育施設や医療施設に近く、住環境も良いため、適地と

判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地東側及び南側の三面水路と申請地の間の水路敷部分について確認したところ、張りコンクリート施工を行う旨の回答がありました。

また、委員から今回の転用にあたっては、水路の排水や管理に配慮した施工をするよう意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号13番から15番までの3件も、同一人による転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

委員より、申請地の中に残る1166番の畑について確認したところ、この地権者は、花を耕作するとのことで、転用の相談には応じてもらえなかったとのことでした。これに対し委員より、後々荒れる原因にもなるため、地権者が耕作しやすいように配慮をしてほしいとの意見が出されました。

また、申請人に、申請地北東側に隣接する山林について、開発地に含めることが出来なかったか確認したところ、地権者との境界立ち合いの際にも特に要望がなかったため、今回、開発地に含めることを検討しなかったとの回答がありました。

なお、委員から、申請地は第1種農地の農地区分にあたる優良農地であるため、今後はそういった農地への転用については配慮をしてほしいとの要望が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの

(e) と決定しております。

審議番号16番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族と実家に居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、住宅の建築を計画し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号17番は、転用目的が地元自治会の「駐車場」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、公民館の移転新築を計画しており、それに伴い駐車場の確保が困難となっているため、申請地を駐車場として整備したく、転用申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの)」に該当するため、甲種農地ウの(イ)のcと決定しております。

審議番号18番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族3人で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は、現在の住居に近いため適地と判断し、申請されたとのこと。

委員から、申請地南側に残る農地について確認したところ、事務局から、当該農地は未相続であり、相続権者が多く容易に所有権移転ができないため、今回の開発地に含めることができなかつたと聞いているとの説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号19番は、転用目的が「車両置場」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

委員から、車両置場の広さについて確認したところ、申請人より、事業規模拡大を行っており、最低でも24台分のスペースが必要となるため、この広さになった旨の回答がありました。

また、委員より、造成工事等にあたっては、申請地西側の農地へ土砂等が流出しないように十分に注意してほしいとの意見が出され、申請人から了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地力の（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地力の（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この11件については申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号10番及び11番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番及び11番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

事務局の方に確認したいと思います。

今回、開発道路が2本予定されておりますけれども、この完成後は佐賀市に帰属することになるわけですか。というのは、幅員が5.5m、ほかの分はほとんど6mということですが、その辺はいかがでしょうか。

○会長

はい、事務局。

○事務局

この開発道路に関しましては、市に帰属するのではなく、共有の持分になると聞いております。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号13番から15番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号13番から15番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号16番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号16番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号17番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号17番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号18番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号18番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号19番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号19番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書25ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から4番までの4件：26,923㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当とすることで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書26ページから31ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～17

○会長

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から17番までの17件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から17番までの17件

新規 9件： 154,211.93㎡

更新 8件： 70,710㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当とすることで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

審議番号1番から17番までの17件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この17件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この17件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から17番までの17件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書31ページから35ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

18～29

○会長

審議番号18番から29番までの12件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号18番から29番までの12件

新規 8件： 55,135㎡

更新 4件： 7,640㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

審議番号18番から29番までの12件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この12件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この12件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号18番から29番までの12件については、計画案どおり承認することに決定しました。

○会長

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和2年8月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和2年8月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもって、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和2年8月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時46分 閉会